

新撰字鏡に於けるコの假名の用法

新撰字鏡に於けるコの假名の用法について考へて見たいと思ふ。假名の字體は、古・吾・己・去の四つである。全部實例を原形のまま引くべき所であるけれど、さうすると印刷が非常に困難になるので、ここではただ語彙を一通り擧げることとめておきたいと思ふ。各語に充てた漢字は、原本と同じものもあり、さうでないものもある。原形は、天治本新撰字鏡複製本の索引を利用して調べれば、容易に判明する。まづ、「古」の用例は左の通りである。

イサコ（砂、天治本ナシ）イササコ（魷）イチヒコ（莓、天治本四ツ、享和本三ツ）父方ノイトコ（從父、享和本ナシ）オホハコノミ（車前子）オホハコ（車前、享和本ナシ）カシコ□ル（畏、享和本カシコム）オチカシコミ
スミヤク（惶遽）カヒラコ（蝶、二ツ）カヒコ（蠶、享和本ナシ）クハコ（桑子、蠶、享和本ナシ）コサメ
（微雨）コハカマ（小袴）ココロモ（襖）短キコキヌ（短小衣）コモタヒ（小甕、天治本ナシ）コカナヘ（小鼎、享和本ナシ）アラスミノコ（炭籠、天治本「阿良須美乃口」ニ誤ル）ムキコ（麥粉）コカノキ（櫻）サカマキニ
ナカルル水ノコカヘルツ（波浪進退、天治本「佐加万支尔奈加留々美豆乃々戸留」）イネコク（稻扱、享和本ナシ）コサケ（醴、享和本ナシ）コシラフ（慰諭）コツチ（壤、柔泥）コテ（射隼）コナカキ（甍、食品名、享和本「甍」ノ字ヲ「古奈加支」ト訓ズ、天治本ナシ、但シ天治本ハ「甍」ノ字ヲ「古奈加支」ト訓ス、享和本ナシ）コナタ（鬻）コナミ（前妻、二ツ）コニスイ（吳茱萸、天治本ナシ）コヒ（鵠、天治本ナシ）コヒ（鯉）コ

比面(脛、面色和柔貌、享和本「比面」コフ(媚)コフリ(銜、鐘、享和本ナシ)コマケシ(細)コ水(濃漿、
 享和本ナシ)コ虫(蠟、享和本「久毛」コムラ(騂、天治本三ツ、享和本ハ「古辛良」二ツ「古夫良」一ツ)
 コモ(蕪菜、享和本ナシ)コユ(越)ミソコユ(渠越、享和本ナシ)コユ(蹴)マリコユ(鞠蹴)コエナラフ
 (跣、跣跣行貌用力也)アコエ(距)コユ(肥)コエタリ(肥、二ツ)コエツチ(沃土)コラフ(怵、享和本ナ
 シ)サツコ(抒、未詳、享和本ナシ)エヒサマタコル(銘酹、天治本「惠比佐万太留」、山田博士ノ攷異ニ「類聚
 名義抄字鏡集『サマタル』ノ語アリ、甲本丙本『古』ナシ板本『古』字衍」トアリ)スコシキナル(少)スコシ
 サトル(少、小子也、天治本「須佐留」スナコ(砂)タコ(鮎)ツハヒラコ(燕、天治本四ツ、享和本六ツ、
 「鶉」ハ天治本「豆波比良古」享和本「豆波比良々古」トネリコ(秦皮、天治本ナシ)ナテシコ(撫子)ニコタ
 (菘、植物名)ネコ(猫、享和本ナシ)ネコオモテ(短面)ハコ(箱、二ツ)アマハコ(篋、二ツ)鏡ハコ(鏡
 紋、天治本ナシ)コロモハコ(衣箱)ハコニ(糝、字義ハ粉也、字鏡集「粉」ヲ「ハコ子」ト訓ズ)ハチノコ
 (蚯蚓、二ツ)ヒコ(彦、天治本「比々古」)ヒコハエ(藥、二ツ但シ享和本ハ一方ガ「比古波由」)ヒコエ(杪
 天治本二ツ、享和本一ツ)アマヒコ(蠟、本草和名「馬陸」ノ和名ヲ「阿末比古」トス)山ヒコ(蛭、未詳)山
 ヒコナ(龍膽)ヒヒコ(曾孫、天治本群書類従本等「比々子」フナコ(鮒)マカコ(薇、天治本二ツ、享和本一
 ツ)マナコ(眸、二ツ)ミサコ(鵠、二ツ)ミナシコ鳥(鵠、彌奈志子鳥)ミヤコノカキリ(擧
 城、享和本「リ」ヲ脱ス)メコ(廬、養也、天治本「女古」)享和本「女久辛」モコ(鞞)ヲトコハシラ(男
 柱、橋梁之左右之柱、天治本「ト」ヲ脱ス)

カカミコ（酸醬、天治本「加我彌吾佐」）

の一つだけであり、濁音の假名らしい。以上、「古」「吾」の二字は、奈良時代の古文獻では、いづれも甲類のコの假名として用ゐられてゐるものである。而して、右に擧げた新撰字鏡中の用例を見ると、その用法の概ね古例に適つてゐることが認められるのである。

即ち、イサゴ（砂）イチビコ（苺）イトコ（人を親んで言ふ語）カシコム（畏）コ（子）コ（小）コ（籠）コ（粉）コク（扱）コナミ（前妻）コムラ（胼）コユ（越）ナデシコ（撫子）ヒコ（彦）ミサゴ（鴟）ミヤコ（都）ヲトコ（男）等は、奈良時代に於て、いづれも、甲類のコを含んでゐたものである。又、直接の證據は無いけれど、コヒ（鶴、古事記中卷「久毘」新撰字鏡「久々比」参照）コユ（蹴、神代紀上「俱穢籜籜々箇須」参照）スコシ（少、萬葉卷十五「須久奈久」参照）の類に於ては、コはウ列音と相通ふものであるから、やはり本來は甲類のコの音であつたものらしく考へられる。

コモ（蒹菜）は海藻の一種である。大嘗祭式には「紀伊國所々獻、薄鯨四連、生鯨生螺各六籠、都志毛古毛各六籠、螺貝燒鹽十顆、並令賀多潛女人量程採備」とあり本草和名には「石蘆常倫反性一名海蘆出崔和名古毛」と見える。倭訓栞に「小藻の義なるべし」と言つてゐる。兎に角、これとコモ（菰）とは別語である。コモ（菰）は、奈良時代の文獻でも新撰字鏡でも、常に乙類のコの假名で表されてゐる。

以上は新撰字鏡の「古」の假名の用例の中少くとも大部分が古例に適つた方法で用ゐられてゐることを述べたのであるが、疑はしい例も少數は無いでもない。即ち、コサケ（醴）コミヅ（濃漿）などのコが「濃」の義ならば、古事記中卷の「麻用賀岐許。邇加岐多禮」（眉畫濃に畫き垂れ）と矛盾することになる。但し、コサケ・コミヅ共に抄本に

は出てゐない。又、奈良時代の文献に於てコ(濃)の假名遣の證として擧げ得るものは、右の古事記の例以外には未だ見出されないものである。

右のほか、「胞」(胞)は「子須」と訓ぜられてゐるが、これがもし「子巢」の義ならば、「子」は假名ではない。次に、「巳」の用例は左の通りである。

アフトコム(跨)アホコ(傍)イコフ(息)イロコ(鱗)ウコク(動)ウマコホリ(圖)天治本「午巾反平縣名字方已保利」享和本「午巾反平陽縣」ト註ス、水經注ニ曰ク「河水南過圖陽縣東、圖水出、上郡白土縣圖谷、逕其縣南、又東逕圖陰縣、南流注於河」オキコト(構、未詳、享和本ナシ)オコヌフ(綴)ヲ「於已奴不」ト訓ズ、或ハ「オギヌフ」ト讀ムカ)オコル(傲、享和本ナシ)クコ(枸杞)コ(天治本卷九魚部小學篇字ノ七番目、文字ノ一部蝕シテ明カナラズ)ココラシコソハ(如許、享和本ナシ)ココロホトハシル(松、心動、天治本「心保止波之留」享和本「已々呂保波志留」)コロタユ(悶困、享和本ナシ)コロモトナカル(忙惶、天治本「ルヲ脱ス」)コロヨシ(快、享和本「コロ」ヲ「心」ト記ス)コロヤル(跳躑、遊意之貌、安心之貌、天治本、之腰)コシフクロ(腰袋)コシキ(鞞)コシキカケ(鞞、未詳、享和本ナシ)コシキ(甌)スエコシキ(甌)ノ字ヲ天治本ハ「須惠已志支」享和本ハ「牟須已志支」ト訓ズ、山田博士ノ攷異ニ「甲本丙本『牟』ナクシテ『須已志支』ニ作ル、コレ『惠』ノ脱セルニテ天治本ヲ正トスベシ、抄本『牟』ヲ加ヘタルハ蓋シサカシラナラム非トス」トアリ)コシキワラ(甌藁)コシキ(槽、豕所寢也草也、天治本「已志支」享和本「已志木」、訓ノ出所明カナラズ)コスキ(木鋤、享和本ナシ)コスリ(鑪、磨木之具、二ツ)ココラシコソハ(如許、享和本ナシ)コ

ソ木(榭、小樹也)コソグル(櫟)コタフ(答)コチオモ(兩舌、未詳、享和本ナシ)コテ(鑊、享和本「鑊」ヲ「コテ」ト訓ズ、天治本ナシ、天治本「鉋」ヲ「コテ」ト訓ズレドモ訓ノ出所明カナラズ、享和本ナシ)タタシキコト(正言)マサシキコト(正言)コトトモ(吃、天治本「已止毛」)コトトモリ(吃)アタコト(徒言)イツハリコト(詐言、二ツ)タハコト(妄語、享和本二ツ、天治本ハソノ一ヲ「太波事」ニ作ル)ネコト(寢言、天治本二ツ、享和本一ツ)ヒソカコト(密言)マコト(眞言)ミタリコト(亂語、「論薦」ハ天治本「彌太利已止」享和本無シ「謹」ハ天治本「彌太已止」享和本「太和已止」群書類從本等「太利已止」山田博士ノ攷異ニ「蓋『彌太利已止』ノ訛」トアリ)ハカリコト(謨)ワカレコト(訣言)ヲコト(享和本ナシ、天治本「旬」ヲ「呼也」ト註シ「乎已上」ト訓ズ、山田博士ノ攷異ニ「天治本『上』ハ『止』ノ訛」トアルニ從フ、類聚名義抄「噢咻」ヲ「ヲコトトク」ト訓ジ、字鏡集「咻」ヲ「オ(ヲイ)コトトリ」ト訓ズ、玉篇ニ「噢咻痛念之聲」廣韻ニ「噢咻病聲」トアリ)コトタヘ(故々、故來、天治本二ツ、享和本一ツ)コトヒ(特牛)コノシロ(綱)宮ノコトコトク(舉城、天治本「宮乃已」享和本「宮乃已乃止々久」、山田博士ノ攷異ニ「按ニ天治本『宮乃已』ノ下ニ『止々々久』アルベシ(中略)抄本『宮乃已』ノ下『乃止々久』ハ『止々々久』ノ訛ナルベシ」ト言ハレタルニ從フ)ゴノム(好、四ツ)コハシ(強、天治本四ツ、享和本二ツ、但シ「鞭」ハ天治本「夫知又已波之又豆與之」ト註シ、享和本「夫知已波」ト註ス)コハ弓(天治本卷十二男女糲束及資具章ノ第一字、文字蝕マレテ明カナラズ)コハシ(楹、未詳、小學篇字及本草木異名ノ中ノ文字、字義ハ酒器以木爲之)コフ(乞、天治本ナシ)コヒネカハクハ(幾、享和本ナシ)ウナコフ(項瘤)コフシ(拳)コホヘル(駢)「磊」ヲ「コホヘル」ト訓ズ、未詳、類聚名義抄「磔」「磊」ヲ「コホヘル」ト訓ズ)コマシ(櫛、未詳、小學篇字及本草木異名ノ中ノ文字、文

字ハ古文ノ賤字、又ハ棧ニ通ズ。コミカ（樽、二ツ）コムラ（樹叢）コメノサキ（粉、碎米、享和本「コ」ヲ脱ス）コメノキヌ（穀、絹布名、天治本二ツ、享和本一ツ）コモ（菰、天治本「莖」ヲ「己毛」ト訓ズ、享和本ナシ、享和本「蔣」ヲ「己毛」ト訓ズ、天治本ナシ）コモクサ（藺、享和本「己毛」ツキコモリ（躑、晦也）ツクコモリ（天治本「豆」ヲ「豆久己毛利」ト訓ズ、享和本ナシ、享和本「曜、耀」ヲ「豆久己毛利」ト訓ズ、天治本ナシ、「ツクコモリ」ハ意義未詳、或ハ上ノ「ツキコモリ」ト同義カ、類聚名義抄「曜」ヲ「月コモリ、カクス、テラス」ト註シ、新撰字鏡享和本ノ「曜、耀」ノ註「豆久己毛利又加久須又氏良須」トヨク一致セリ）コヤ（鋪）ヲ天治本「己无」享和本「己之」ト訓ズ、山田博士ノ攷異ニ「己也」ノ誤トセラレタルニ從フ）コラ（「鏝」ハ天治本「良」享和本「己良」ト訓ズ、山田博士ノ攷異ニ「類聚名義抄『ヘラ』ノ訓アリ、抄本『己』ハ『戸』ノ訛ナルベシ」トアリ）年コロ（年頃、享和本ナシ）コロモノアラサシス（縫衣略之貌、享和本ナシ）コロモノクヒ（衿、二ツ）コロモノツツミ（衣包、享和本ナシ）合ノコロモ（袷、天治本三ツ、享和本二ツ）綿ノコロモ（綿衣、享和本ナシ）コロモノス（衣熨、享和本ナシ）コロモキ（衣着、享和本ナシ）コロモハコ（衣箱）カハコロモ（皮衣）ココロモ（襖）ムナコロモ（「緹」ヲ天治本ニ「牟奈己呂毛」ト訓ズ、訓ノ出所未詳、字義ハ説文ニ帛丹黄色トアリ、周禮春官司服ノ註ニ「今時五伯緹古兵服之遺色」疏ニ「纏赤之衣是古兵服赤色遺象」ト見ユ）ワタコロモ（綿衣、享和本ナシ）下ノ綿コロモ（下綿衣、享和本ナシ）コワセリ（醫咳、「嗽」ハ天治本「己和世利」享和本「己和須留」、「欬」ハ天治本「己和世利」享和本「己和須留」）コエ高シ（聲高）アツマテカタルコエ（「喃」ノ訓、享和本ハ「阿豆万利氏語事」セヒノコエ（蟬聲）入ノコエ（人聲）モノカタリスルコエ）「喃」ノ訓、天治本「女乃加太利須留己惠」享和本「女乃加太利須留己」、註ニ「詰也謂語聲也」トアリ、山田博

士ノ攷異ニ「甲本丙本『母乃加太利須留已惠』ニ作り乙本『女乃加太利須留已惠』ニ作ル廣韻ニ『詁也』トシ
 一切經引義蒼『詭語聲也』トス按ニ甲本丙本ヲ正トス」ト言ハレタルニ從フ」シコツ（譎、二ツ）スマヒコル（力
 失）ノ訓、未詳、享和本ナシ）ソコナハル（損、二ツ）魚ノソコ。ネタタレル（「鯁」ノ訓、天治本「魚爛敗」ト
 註シ、國訓ヲ附セズ、山田博士ハ攷異ニ於テ「抄本ニ載スルモノコレ後人ノ加筆力」ト言ハレタリ）タコメ（眩、
 眼病名）タフトコル（「猖獗」ノ訓、未詳、或ハ尊大ノ貌トモ言フ、鍋島家本催馬樂酒飲ノ譜ニ「左介乎太字戶
 天、太戶惠字天、太。不。止。已。利。會、万宇天久會（留ノ誤）、與呂保比會、末宇天久留」ト見ユルハ同語カ）トコ、牀）
 ヌルトコ。（「簞」ノ訓、滑床ノ義カ、享和本ナシ）トコヨ虫（蝸、二ツ）ヤワヘルトコロ（「礮礮」ノ訓、天治本
 「也和戶留所」享和本「夜和戶留止已呂」トコロアラハシ（伉儷、露顯、天治本「伉儷」ヲ「止也己阿良波志」
 ト訓ズ、享和本ナシ、山田博士ノ攷異ニ「灑」ハ「儷」ノ訛、類聚名義抄『トコロアラハシ』ト訓ズ「止也己」
 ハ『止已呂』ノ訛」ト言ハレタルニ從フ）アトトコロ（蹟）トコロ（野老、天治本「菴」ヲ「止已呂」ト訓ズ、
 享和本ナシ、天治本「藜」ヲ「止古呂」、ト訓ズ、享和本ハ「止已呂」「菴」ハ兩本共ニ「止已呂」ト訓ズ、又天
 治本ハ「荆□」ヲ「止已呂」ト訓ズ、享和本ナシ）山トコロ（菊母、天治本「ロ」ヲ缺ク）ノコフ（拭）タノコ
 ヒ（手拭、天治本ナシ、享和本二ツ）ノコル（殘、天治本二ツ、享和本一ツ）ヒロコル（擴）ホコ（銚、三ツ）
 ホコノカラ（銚柄）ホゴノサキ（銚尖、二ツ、但シ享和本ハ「欽」ノ訓ノ「コ」ヲ脱ス）カナホコ（「銚」ノ訓、
 天治本「加太保已」ホコ立（門頰、門兩旁木也、享和本ナシ）ホコル（誇、享和本ナシ）イヒホコル（言誇、天
 治本「誇」ヲ「伊比保已留」ト註シ、「誇張」ヲ「言保已留」ト註ス、後者ハ享和本ニハ無シ）ホコロヒ（綻、二
 ツ）ホトコス（施）四方ニホトコス（「溜」ノ訓、謂水垂下也）ト註ス、天治本ナシ）死身ヲ市ニホトコス（「磔、

ノ訓、享和本「其死身乎保度已須」モホコ（莽草、植物名、三ツ）ヨコカミ（軸）ヨコ木（横木）ヨコハキ（横刀、享和本ナシ）ヨコヘ（横瓮）ヨコ目（横目）ヨコ目ニミル（「盼」ノ訓、横目見）ヨコシ（不正）ヨコス（讒）ヨコシ（脾、二ツ）ヲコシ（虎魚、天治本「ヲ」ヲ缺ク）カシコマル（畏、享和本ナシ）ツマコエ（「蹴然」ノ訓、享和本ナシ）ニコヤカニ（和）ニコヤケシ（和）

「去」の用例は左の通りである。

コトトモリ（吃、群書類従本「去」ヲ「古」ニ作ル）コワナシ（咆勃）ホトコル（脹、和本「ル」ヲ脱ス）

以上、「已」「去」の二字は、奈良時代の古文獻では、いづれも乙類のヨの假名として用ゐられてゐるものである。而して、右に擧げた新撰字鏡中の用例を見ると、その用法の概ね古例に適つてゐることが認められるのである。

即ち、オコス（起）ココダ（幾許）ココロ（心）コシ（腰）コシキ（飢）コ（木）コソ（助詞）コト（言）コト（故）コトヒ（特牛）コノシロ（綱）コトゴト（盡）コノム（好）コハシ（強）コフ（乞）コメ（米）コモ（菰）コモル（籠）コロ（頃）コロモ（衣）コエ（聲）シコ（醜）トコ（牀）トコヨ（常世）トコロ（所）トコロ（野老）ノゴフ（拭）ノコル（殘）ホコ（鉢）ホゴル（誇）ヨコ（横）等は、奈良時代に於て、いづれも乙類のヨを含んでゐたものである。又、「枸杞」を「久已」と註してゐることも、よく漢字の原音に適つてゐる。

もつとも、カシコマル（畏）ツマコエ（蹴然）ニコヤカ（和）ニコヤケシ（和）などのコを「已」で表したことは、奈良時代の例と矛盾する。但し、最初の二つは、ただ天治本にのみ存し、抄本には出てゐないものである。

「鋪」は、天治本では「已无」と註せられ、享和本では「已之」と註せられてゐる。山田博士の攷異に曰く、「令ニ『凡京路分街立鋪』トアリ、義解ニ『鋪者捉街之舍也』ト見ユ、集解ニ『如今皇城助鋪是也』トアリ、助鋪ハ類聚名

義抄ニ「コヤ」ト訓セリ、之ニ照スニ「己无」「己之」ハ共ニ「己也」ノ訛ナルコト疑フベカラズ」と。而して、その「コヤ」(助鋪)は、言海等では「小屋」の義とされてゐる。假にこれらの説が正しいものとせば、「小」は奈良時代には甲類の「コ」の假名を以て表されてゐる語であるから、「己也」の假名は古例に背くこととなる。

かくの如く、少數の例外は有るけれども、新撰字鏡に於ける「古」「吾」と「己」「去」との使ひ分けは、大體に於てよく古例に適つてゐる。新撰字鏡に用ゐられたオ列の假名を見ると、オに於ては「於」のみ、ソに於ては「曾」のみ、トに於ては「止」のみ、ノに於ては「乃」のみ、ホに於ては「保」のみ、モに於ては「毛」のみ、ヨに於ては「與」のみ、ロに於ては「呂」のみ、ヲに於ては「乎」のみが、いづれも壓倒的な多數を占めて居り、他の字體はただごく少數その中に混じ用ゐられてゐるに過ぎない。然るに、コの場合だけは、右とは大いに異なり、「古」と「己」が共に澤山用ゐられてゐる。のみならず、その「古」「吾」と「己」「去」とは大體奈良時代の古例に一致するやうに使ひ分けられて居り、而もその實例は豊富である。これは到底偶然とは考へられないことである。

さて、然らば、新撰字鏡の時代には、「古」と「己」との音韻上の區別が未だ保存されてゐたものであるか、といふと、それは甚だ疑はしい。何故なら、他の文献では、これよりずつと前から、コ、の甲類と乙類との假名の混用例が、既に現れてゐるからである。

もつとも、奈良期時代の文献に見える混用例の確實なものは、ソ・ト・ノ・ヨ・ロの場合に比すれば甚だしい。疑はしい例を擧げるならば、

袁許(愚、記、應神) 于古、(愚、紀、應神) 假字遣與山路は書紀の于古を不正としてゐるが、最古の寫本

たる田中本以來諸本共にこの通りである。且、音節結合の法則の上から見ても、ウコのコは甲類なるべき筈で

あるから、于古の古を誤字と見ることは出来ない。一方、古事記の袁許も亦諸本共にこの通りである。故に當時この語には袁許・于古二つの形が有つたものと認めなければならぬ。

小浪磯道有能登湍河（萬葉卷三）

吾瀬子乎莫越山能（同卷十）

高湍爾有能登瀬乃河之（同卷十二）

これらの越・高湍を、從來の説のやうに大和の地名巨勢（許勢）と見る時は、この假名遣が違ふこととなる。

出波之利伊奈々等思騰許良爾佐夜利奴（同卷五）

假字遺奥山路に「これ、こりやなどいふ意にきこゆ。兒の意にはあらず。」と辯護してゐるが、果してさうであらうか。

垣越大召越鳥獵爲公（同卷七） 萬葉集略解に「宣長云。垣ユルは唯だ犬と言はん枕詞なり。歌の意には關

はらずヨビコシテは呼令來てなり、と言へり。古義に「大召越はイヌヨビコセテと訓べし。犬をよび令來而なり。」と言つてゐる。併し、「越す」のヨは甲類「來」のヨは乙類であつて、相一致しない。「遺す」のヨにしてもやはり乙類である。新考には「案するに垣越の越の字のうつれるにて、もとはヨビタテテとありしならむ。

ヨビタテテは喚ビ催シテといふ事にて、上にも妻ヨビタテテ邊ニチカヅクモとあり。」と言つて居られる。さて、崇神紀に「大坂に繼ぎ登れる石群を手越しに越さば越しがてむかも」といふ歌が有る。この「手越しに越さば」の「越す」は、後世の普通の「越す」とは違ひ、寧ろ「越えしめる」意味の他動詞である。然らば、此處の「大召び越して」の「越して」も、やはり「越えしめて」の意には解せられないであらうか。もつとも、さう

見るとすれば、「垣越ゆる」はただ「犬と言はん枕詞」ではなく、目前の光景を詠んだものと考へなければならぬ。

絶跡云事乎有超名湯目（同卷十一） 「絶つと云ふことを有りてふな、ゆめ」と讀む時は、コノ假名遣が常と

違ふ。但し、超は類聚古集起に作る。之に據れば（希望を表すコスのコは起スのコと同じく乙類であるから）

問題は無くなる。卷四にも聞起名湯目といふ例がある。（萬葉集古義がこの起を越の誤であるとしたのは却つて

誤つてゐる。）

加古能古惠（舟子の聲、同卷十五） 古は類聚古集・古葉略類聚抄・西本願寺本己に作る。之に據れば問題は

無くなる。

如是所爲故爲（同卷十六） 從來の如く「如是ぞ爲來し」と解する時は、コノ假名遣が常例に違ふこととなる。

併し、この解釋は未だ確實とは言へまい。

佛足石歌は下ノについて、歌經標式は少くともソ・ノ・ヨ・ロについて、各甲乙兩類の假名の混用例を持つてゐるが、コについては混用例が一つも無い。高橋氏文。止由氣宮儀式帳・皇大神宮儀式帳・古語拾遺・新撰姓氏錄・内裏式・貞觀儀式・尾張國熱田大神宮緣起・延喜式等にも、コノ假名の甲乙兩類を混用した例は見當らない。琴歌譜もさうである。國史所載の宣命の中で、コノ假名の甲乙兩類を相混じた例は、貞觀七年以來存在する。

去正月余差使天大幣乎奉出无志 然乎忽尔依有穢天奉出古志 不得奈利（貞觀七年二月十四日詔）

去正月余差使天奉出无志 然乎忽尔依有穢天奉出古志 不得奈利（同月十七日詔）

大臣乃懇余加志許利辭讓申仁依天今末天 延來禮（元慶四年十二月四日詔）

新撰字鏡に於けるコノ假名の用法

日本靈異記の訓註にも混用例がある。

碁五反 (卷上第十九)

又、新撰字鏡の用字法と一致しないものがある。

慰伊古不 (卷上第二十) 柯比己 (卷下第十四)

日本紀竟宴和歌にも混用例がある。

於保散々岐多加都乃美也乃安女毛留遠布可世奴古渡乎多美波與呂古布 (元慶六年藤原朝臣國經)

阿摩能褒響俄瀾農美飫野媛耶佐賀珥迺伊朋津儒波屢濃囊琴登胡楚耆鷄 (延喜六年矢田部宿禰公望)

譽能那呵尼吉美那賀利勢婆嘉羅須齋爾加氣流古登儲々那褒幾裔那麻志 (同藤原朝臣博文) 以下その例多し

新撰萬葉集にも混用例がある。

松ソノノ聲ネ緒ヲ風ノ之シ調ビ丹マ任ル手ハ者ニ竜ノ田ノ姫ノ古キ會ヘ秋キ者ハ彈ヒ良シ咩ヲ (卷之上)

假名遣及假名字體沿革史料に載せられた古訓點の中でも

戰慄謹言・カシ己マリオソル、己ト (知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓訓點)

僕・ヤツコ (石山寺藏蘇悉地羯羅經略疏寬平八年點)

の如きは古例に背いた用字法であり、

噓・己シラフル (知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓訓點)

蹴・こゆ (石山寺藏大智度論天安二年點)

の如きは新撰字鏡の用字法と一致しないものである。なほ、大矢博士の發表された願經四分律藏古點について、春日

政治先生は「コは大矢博士が表に二字母を出されたのは一失であつて實際は古の一字しかないので、下に並べた己に似た字形はセの假名を誤り入れられたものである。當時博士の原稿を見直した際氣附かなかつた私の罪である。而してコに區別のなかつたことは次の事が證明してゐる。右の假名を用ゐた語彙は凡そ

拭乃古○ 熹古乃ッ 彈古止ヒ十 應古イヘ

などであるが、この四語は揃ひも揃つて古用己の假名であるのに、之は亦揃ひも揃つて古になつてゐるではないか。
(中略) かくて願經四分律藏古點は未だ眞假名本位の名残を止めてはゐながら、略體假名を豊に生み出してゐる點が雜集論に次ぐべき情態であり、而も乎己止點の複雑になつてゐること、古假名遣の餘影をさへ止めてゐないことは、明かに平安朝に這入つてゐることを語つてゐるものである。大矢博士は之を推定して大略延曆より弘仁の間とされたが、恰も雜集論點と成實論點との中間、凡そ弘仁の初頭位に置いたならば餘り無理はないやうに思ふのである。」(國語科學講座「片假名の研究」二四―二五頁)と言つておいでになる。同じく大矢博士の發表なさつた地藏十輪經元慶點の中にも

懐・カシ己・マル 痾・こ 枯・こ

のやうな古例に違つた用字法が見え

誘・こシラヘ

のやうに新撰字鏡の用字法と一致しない例がある。本章和名や倭名類聚抄に於ては、コの假名が甲乙兩類に使ひ分けられる傾向は少しも存在しない。

かやうに見て來ると、コの假名の甲乙兩類を相混じた例は、新撰字鏡以前にも既に澤山現れてゐる。故に、新撰字

鏡が「古」(「吾」)と「口」(「去」)とを大體古例に適ふやうに使ひ分けてゐるといふことは、當時コノ甲乙兩類が音韻上區別されてゐたことを示すものとは考へられない。併しながら、その使ひ分けは、決して偶然とは思はれない程度に正確であり、且實例も豊富である。これは何故かといふと、恐らく、その訓の據となつた古文獻、殊にその序文に言ふ所の私記の類の用字法の影響によるものではなからうか。例へば現存する國寶八十卷華嚴音義私記や圖書寮御藏四分律音義や空海の一字頂輪王儀軌音義等と同じ種類の書物は、當時幾つか世に存在して、新撰字鏡編纂の材料ともなつたことと考へられるのである。それらの中には、コノ甲乙兩類がまだ音韻上區別されてゐた時代に成つたものも多く存したことと思はれる。新撰字鏡と略同じ時代に出來た尾張國熱田大神宮縁起や延喜式に於てコノ假名の甲乙兩類が正しく使ひ分けられてゐることも、やはりそれらが古文獻を集成した編纂物なるが故であらう。

之を要するに、コノ甲乙兩類が寛平・昌泰頃既に音韻上の區別を失つてゐたことは勿論であるが、古代の文獻に存する特殊假名遣の中で、コノ甲乙兩類の區別が、他の假名の場合に比して、比較的後まで保存されてゐたことは事實である。音韻上の區別も、平安時代最初期頃にはなほ保存されてゐたものではなからうか。

新撰字鏡の假名を研究するについては、まづ、その基礎として、一一の文字及び訓について徹底的に調べる必要が有るわけであるが、これは非常な難事業であつて、未だなしとげられてはゐない。私の右の觀察はただ簡單な一通りの調べを基礎としたものに過ぎない。故に、個々の問題については、或は誤も有るかも知れない。併し、新撰字鏡に於て、コノ假名が、大體古例に適ふやうに甲乙兩類に使ひ分けられてゐる、といふ事實だけは、略動かない所であらうと思ふ。

昭和十九年七月十五日 印刷
昭和十九年七月二十日 發行

國語音韻史の研究

◎定價七圓八十錢

特別行爲稅相當額七十錢

合計 八圓五拾錢

(一四五〇部)

出文協承認 あ460208



著者 有坂秀世

發行者 清水達夫

東京都澁谷區大和田町四十二番地

印刷者 北川武之輔

東京都京橋區銀座四丁目四番地

印刷所 (東東六〇) 細川活版所

東京都神田區淡路町二ノ九

發行所

配給元 日本出版配給株式會社

東京都澁谷區大和田町四十二番地
明世堂書店

振替東京八三九三三
電話澁谷三八〇二
會員番號一三四〇一一